

事務所だより

第137号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

育児休業中の就労

育児休業中は 一定時間まで

育児休業は、休業期間中の労務提供義務を消滅させる制度であり、休業期間中に恒常的・定期的に就労させる場合は、育児・介護休業法上の育児休業をしていることにはなりません。

しかし、労使の話し合いにより、子の養育をする必要がない期間に限り、一時的・臨時的にその事業主の下で就労することはできます。労働者が自ら事業主の求めに応じ、合意することが必要で、事業主の一方的な指示により就労させることはできません。

就労する場合、就労が月10日（10日を超える場合は80時間）以下であれば、育児休業給付金が支給されます。ただし、育児休業給付金の支給を受けるには、一定の要件を

満たす必要があります。

就労可能なケース

厚生労働省が想定する一時的・臨時的な就労に該当するケースを【別表1】にまとめました。これら以外にも該当する場合があるとのことですが、他方、【別表2】のようなケースは一時的・臨時的な就労には該当しないと考えられます。

在宅勤務制度と 短時間勤務制度

先述のとおり、育児休業をすることと恒常的・定期的に就労することは両立しません。したがって、育児休業中の労働者を対象とする在宅勤務制度や短時間勤務制度を設けても、育児休業をしていることにはならないため、社会保

険料の免除などの対象にもならないので、ご注意ください。

【別表1】

① 育児休業開始当初は、労働者Aは育児休業期間中に出勤することを予定していなかったが、自社製品の需要が予期せず増大し、一定の習熟が必要な作業の業務量が急激に増加したため、スキル習得のための数日間の研修を行う講師業務を事業主が依頼し、Aが合意した場合

② 労働者Bの育児休業期間中に、限られた少数の社員にしか情報が共有されていない機密性の高い事項に関わるトラブルが発生したため、当該事項の詳細や経緯を知っているBに、一時的なトラブル対応を事業主が依頼し、Bが合意した場合

③ 労働者Cの育児休業期間中に、トラブルにより会社の基幹システムが停止し、早急に復旧させる必要があるため、経験豊富なシステムエンジニアであるCに対応

して、修復作業を事業主が依頼し、Cが合意した場合

④ 災害が発生したため、災害の初動対応に経験豊富な労働者Dに、臨時的な災害の初動対応業務を事業主が依頼し、Dが合意した場合

⑤ 労働者Eは育児休業の開始当初は全日を休業していたが、一定期間の療養が必要な感染症がまん延したことにより生じた従業員の大幅な欠員状態が短期的に発生し、一時的にEが得意とする業務を遂行できる者がいなくなったため、テレワークによる一時的な就労を事業主が依頼し、Eが合意した場合

【別表2】

労働者Fが育児休業開始当初より、あらかじめ決められた1日4時間で月20日間勤務する場合や、毎週特定の曜日または時間に勤務する場合

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

36協定届の様式変更

Q

今年4月から36協定届の様式が変更されると聞きました。2年前に様式変更があったと記憶していますが、今回はどの個所が変更になるのでしょうか。

A

今回の改正は、『押印廃止』に伴う様式変更です。変更点は、以下の2点です。

1、労働基準監督署に届け出る36協定届については、使用者の押印及び署名が必要となります。

現行の36協定届には、記名押印または署名が必要ですが、新様式では記名のみで提出ができるようになります。ただし、36協定と36協定届を兼ねる場合は、従来どおり記名押印または署名が必要ですので、混同されないように注意ください。

2、36協定の協定当事者（労働者代表）に関するチェックボックスが新設されます。

36協定の労働者代表とは、事業場における過半数労働組合または過半数代表者です。過半数代表者の選任には要件があり、「管理監督者でないこと」「36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること」「使用者の意向に基づいて選出された者でないこと」を満たしていなければなりません。

新様式では要件を満たしていることを確認したうえで、チェックを付ける必要があります。チェックが無い場合には、有効な36協定届とはなりませんのでご注意ください。

なお、令和3年3月31日までの間であっても、新様式で提出することができます。令和3年4月1日以後に旧様式で届け出る場合は、旧様式の押印欄を取り消し線で削除したうえで、直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付します。チェックボックスが無いと、警視液状の要件に適合している協定届と認められません。

年金額と 国民年金保険料の改定

令和3年度の年金額と国民年金保険料が改定されます。年金額は令和2年度から0.1%の引き下げです。

国民年金保険料は令和2年度から月70円の引き上げになります。

【令和3年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額】

老齢基礎年金（1人分・月額）
65,075円

老齢厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）
220,496円（※）

（※）平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43,900円）

万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

【国民年金保険料について】

令和3年度は16,610円
令和4年度は16,590円
になります。



2月の労務手続
「提出先・納付先」

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

【公共職業安定所】

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

【労働基準監督署】

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

【郵便局または銀行】

16日から3月15日まで
○所得税の確定申告受付

【税務署】

3月1日

○じん肺健康管理実施状況報告の提出

【労働基準監督署】

○健保・厚生保険料の納付

【郵便局または銀行】

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

【年金事務所】

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

【公共職業安定所】

編集後記

2回目の緊急事態宣言から3週間が過ぎる頃でしょうか。「国民（市民）の皆様へ不要不急の外出自粛を」へお願いする側は「国民（市民）」ではないのかな、と疑う行動が報道されています。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com